（証券コード　3835）
平成25年６月５日

株　主　各　位

大阪市北区豊崎五丁目４番９号
ｅ　Ｂ　Ａ　Ｓ　Ｅ　株　式　会　社
代表取締役社長　常　包　浩　司

第12回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第12回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成25年６月21日（金曜日）午後５時までに到着するよう、ご返送いただきたくお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　平成25年６月24日（月曜日）午後１時

２．場　　所　大阪市北区豊崎三丁目16番19号
ラマダホテル大阪　２階　菊の間
（末尾記載の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

３．目 的 事 項

報告事項　１．第12期（平成24年４月１日から平成25年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

２．第12期（平成24年４月１日から平成25年３月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項

第１号議案　剰余金処分の件
第２号議案　定款一部変更の件
第３号議案　監査役１名選任の件
第４号議案　ストックオプションとしての新株予約権発行の件

以　上

◎　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
◎　株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（http://www.ebase.co.jp/）に掲載いたしますのでご了承ください。

（添付書類）

事　業　報　告

（平成24年４月１日から平成25年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、年度前半においては、復興関連需要等を背景とした緩やかな回復の動きが継続するなか欧州の債務問題は依然として不確実性が高く先行き不透明な状況で推移していました。

年度後半の政権交代により新たに打ち出された大胆な金融緩和・機動的な財政政策・民間投資を喚起する成長戦略を基本方針とする経済政策、いわゆる「アベノミクス」への期待感から円安・株価上昇に移行し、景気回復の兆しがみられる等、デフレ脱却・経済成長への期待が高まっています。

情報サービス分野では、企業の情報化取り組み姿勢にやや積極性が見えるようになってきたものの、引き続き厳しい事業環境が続いています。

このような環境の下、当社グループは、社会の緊急課題である「商品の安全・安心」に対する企業間における商品情報交換プラットフォームとして業界毎に商品情報交換の業界全体最適化を目指し、「食の安心安全管理システム/FOODS eBASE」・「食品以外の顧客別にカスタマイズした商品詳細情報管理システム/GOODS eBASE」・「家電・情報機器・化学物質等、エレクトロニクス製品業界の環境有害物質管理システム/GREEN eBASE(家電、情報機器、自動車等)」向けのパッケージソリューションを継続的に開発提供するとともに、CMS（Content Management System）開発プラットホーム「ミドルウェアeBASE」を利用し、顧客別にカスタマイズしたコンテンツマネジメントソフトの開発販売にも努めました。また、連結子会社eBASE-PLUS㈱では、IT開発アウトソーシングビジネスの推進強化やeBASE関連ビジネスの推進に努めました。

この結果、当連結会計年度の売上高は、2,825,661千円（前年同期比169,670千円増）、営業利益444,870千円（前年同期比129,600千円増）、経常利益453,334千円（前年同期比109,925千円増）、当期純利益280,490千円（前年同期比76,513千円増）となりました。

各セグメントの業績は次のとおりです。

①eBASE事業

［食品業界向けビジネス（食の安心安全管理システム/FOODS eBASE）］

食の安全情報交換の全体最適化を図りながら「FOODS eBASE」の拡販を推進しました。食品小売企業向けには、食の安心・安全情報を含むNB（ナショナルブランド）製品情報を複数の小売企業が共同で収集できるクラウドサービス「FOODS eBASE NB商品データベースセンター」の拡販を推進しました。また、標準化と機能強化を継続し、利便性向上による無償ユーザーの大幅増を図り、有償ソフトの拡販と既存ユーザーのクロスセル・アップセルの実現に

努めました。これにより、主力の食品業界向けビジネス（食の安心安全管理システム/FOODS eBASE）は、企業間における商品情報交換プラットフォームとしてのニーズが底堅く継続しております。eBASE商品情報交換の普及に伴い、「FOODS eBASE」の採用や社内他システムとの「FOODS eBASE」連携事例の増加による継続受注案件が増加している状況となりました。また、クラウド&ストックビジネスでは、既存のサポートビジネスは順調に推移し、従来のオンプレミス/クライアントサーバーモデルの「FOODS eBASE」をフルWebインターフェースで実装した安価で短期間に導入できる食の安心・安全管理クラウドビジネス「FOODS eBASE Cloud」の推進をしました。この結果、売上高は計画比及び前年同期比で増加となりました。

[その他業界（顧客別にカスタマイズした商品詳細情報管理システム/GOODS eBASE）]

業界別パッケージソフトを容易に開発してきたCMS開発プラットホーム「ミドルウェアeBASE」を利用し、顧客別にカスタマイズした商品DBソフトの開発販売を推進しました。なかでも特化した業界（工具業界、電材業界、検査業界、等）への攻略アプローチを継続して取り組みました。更にスマートフォン、タブレット端末の普及で市場ニーズが高まり、特化した業界以外での受注が増加し、顧客別にカスタマイズした商品DBソフトの開発販売は予想以上に順調に推移しました。この結果、売上高は、計画比で大幅な増加となり、前年同期比でも増加となりました。

[環境・グリーン調達向け(環境・製品含有科学物質管理システム/GREEN eBASE)]

「GREEN eBASE」の情報収集機能の必然性を証明し拡販を推進しました。また、機能強化を継続するとともに国内外における無償ユーザーの増加や情報収集標準化の推進を図り、REACH規則対応での有償ソフトの拡販に努めました。欧州の化学物質規制であるREACH規則対応策としての市場拡大を期待しておりましたが、欧州の債務危機や家電不況による影響を受ける状況となりました。この結果、売上高は計画比で微増となり、前年同期比では大幅な増加となりました。

[コンテンツマネジメントソフト開発/ミドルウェアeBASE]

CMS開発プラットホーム「ミドルウェアeBASE」を利用した受託開発案件の受注促進を推進し、パートナー企業の開拓や基幹系サブシステムの受注に努めました。開発の取り組みといたしまして、熟練した開発者でなくても短納期で開発できるようにeBASEノンプログラミング開発環境の機能強化を継続して取り組みました。しかし、食品業界向けビジネス「FOODS eBASE」やその他業界「GOODS eBASE」が順調なことから、計画的に注力を抑えました。この結果、売上高は、計画比では大幅な減少となり、前年同期比でも減少となりました。

これら重点事業領域に適合した製品開発をタイムリーに行うために積極的に開発投資を行いました。結果、当社グループ製品の利用者は、累計で8万5,000ユーザー超（平成25年３月末日現在）となり、商品情報交換の標準プラットフォームとして業界毎に商品情報交換の業界全体最適化の普及、標準化は順調に進行しております。また、CMS開発プラットホーム「ミドルウェアeBASE」を利用したeBASEミドルウェアビジネスでの受託開発案件の引き合いも増加してきております。

この結果、eBASE事業の売上高は、1,114,931千円（前年同期比177,009千円増）、経常利益345,949千円（前年同期比116,145千円増）となりました。

②eBASE-PLUS事業

既存IT開発アウトソーシングビジネスでの顧客ニーズの迅速な把握と対応による案件獲得に注力し、新規人材採用による稼働率向上と安定を図りました。また、「eBASEソリューションビジネス」としてeBASE事業のeBASEミドルウェアビジネスとの相乗効果ビジネスの創造を継続して推進しました。既存IT開発アウトソーシングビジネスは、順調な人材採用ができたことで外部委託が減少しました。一方、eBASEソリューションビジネスでは親会社との内部取引が増加しました。これにより外部売上高は、計画比及び前年同期比では減少となるものの営業粗利益は増加となりました。

この結果、eBASE-PLUS事業の売上高は、1,772,428千円（前年同期比34,564千円増）、経常利益108,261千円（前年同期比5,721千円減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当社グループが当連結会計年度に実施しました設備投資は、eBASE事業7,381千円、eBASE-PLUS事業579千円、総額7,961千円であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受け

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分

該当事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社グループの属する成長著しく競争環境も高まっているIT業界において、当社グループのビジネスモデルを計画通り遂行し、新たなビジネスモデルへの変革を行いながら、更なる成長を遂げていくには多くの課題を解決していく必要があります。

当社グループは、特に以下を重点課題として取り組んでまいります。

① 人材の育成

当社グループのeBASE事業は、パッケージソフトウェアとしての「eBASE」の販売にとどまらず、商品情報交換プラットフォームとして「eBASE」をデファクト化することを前提とした戦略モデルであり、このような当社グループのビジネスモデルやビジネス戦略を理解した上で、ビジネス施策を立案、遂行しかつセールスエンジニアとしての能力を有する人材の育成や開発人材のグループ社員からのJAVA OJT研修等によるスキルアップによる高度技術者の育成が不可欠です。また、eBASE-PLUS事業では、事業の競争力を高め事業拡大と高収益化を実現させる優秀な人材の確保と技術力の向上が重要な課題となります。効果的な採用活動を継続して行うとともに、高度技術者の育成や折衝力を備えたコアリーダーの育成をしていくことを課題と認識し、取り組んでまいります。

② 内部管理体制の強化

事業の飛躍的拡大とともに生じる業務量の増大・複雑化は、業務効率の低下だけでなく不正やヒューマンエラーを発生させる可能性があります。これらを防ぐためには効率性、機能性、柔軟性、健全性を継続できるような仕組みを構築していく必要があります。「eBASE」は商品情報データベースとして、コンテンツマネージメント機能や承認管理機能を有していますので、当社グループ自身が「eBASE」を使用し総務経理管理・販売管理・開発管理・営業活動管理に伴う業務に発生するあらゆるコンテンツを一元管理し、それにより必要な情報を共有化し、かつ必要な承認を得ることによってヒューマンエラーを防ぎつつ効率化を図ることが可能であるものと考えております。

③ 食品業界(FOODS eBASE)向けビジネスモデルの推進

引き続き食の安全情報交換の全体最適化を図りながら、標準化と機能強化を継続し、利便性向上による食の安心安全管理システム「FOODS eBASE」のユーザー数拡大戦略の更なる推進を行ってまいります。既存ユーザーに対しましては、「FOODS eBASE」へのクロスセル・アップセルを提案してまいります。また、ネットスーパー攻略での「NBセンター」(クラウド型サービス「FOODS eBASE NB商品データベースセンター」)のデファクト化を推進してまいります。

④ その他業界(GOODS eBASE)向けビジネスモデルの推進

業界別パッケージソフトを容易に開発してきたCMS開発プラットホーム「ミドルウェアeBASE」を利用し、顧客別にカスタマイズした商品DBソフトの開発販売の継続推進に取り組みます。特に特化した業界（工具業界、電材業界、検査業界、等）への攻略アプローチを継続するとともにスマートフォン、タブレット端末の普及による市場ニーズが高まっているなか機能強化を継続し、受託開発型商品DBで競合製品のない間にデファクト獲得の推進を行ってまいります。

⑤ eBASEミドルウェアビジネスの展開

CMS開発プラットホーム「ミドルウェアeBASE」を利用した受託開発案件の受注促進を推進するとともにパートナー企業の開拓や基幹系サブシステムの事例獲得に努め、基幹系システム市場の創造を行ってまいります。開発面では、eBASEノンプログラミング開発環境の機能強化を継続してまいります。

⑥ クラウドビジネスの推進

既存サポート事業に加え、新たなストックビジネス創出を検討しております。

食品業界向け「FOODS eBASE」クラウドビジネスの小売企業への継続推進を行うとともに無償eBASEjr.ユーザーが求める機能を、低価格で広く提供してまいります。

⑦ IT開発アウトソーシングの推進

顧客ニーズの迅速な把握と対応による案件獲得と新規人材採用による稼働率向上と安定に継続して努めます。また、既存IT開発アウトソーシングビジネスの安定衰退モデルから低成長モデルへの転換策を検討してまいります。

これらを行うための体制の整備と強化を具体的に推進してまいります。

(9) 財産および損益の状況の推移

① 企業集団の財産および損益の状況

区分＼期別	第 9 期 平成22年３月期	第 10 期 平成23年３月期	第 11 期 平成24年３月期	第 12 期 (当連結会計年度) 平成25年３月期
売上高（千円）	－	1,261,841	2,655,991	2,825,661
経常利益（千円）	－	180,198	343,408	453,334
当期純利益（千円）	－	109,525	203,977	280,490
１株当たり当期純利益(円)	－	7,529.06	14,058.66	48.41
総資産（千円）	－	1,231,236	1,539,483	1,796,021
純資産（千円）	－	1,077,797	1,248,632	1,490,479
１株当たり純資産(円)	－	73,820.24	85,789.63	255.71

(注) 1. 当社では、第10期より連結計算書類を作成しております。
2. 平成25年4月1日を効力発生日として、普通株式1株につき400株の割合をもって株式分割を行いました。第12期の１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産は、当該株式分割が当連結会計年度の期首に株式の分割をしたと仮定して算定しております。

② 当社の財産および損益の状況

区分＼期別	第 9 期 平成22年３月期	第 10 期 平成23年３月期	第 11 期 平成24年３月期	第 12 期 (当事業年度) 平成25年３月期
売上高（千円）	799,360	781,587	937,921	1,114,931
経常利益（千円）	184,515	156,553	217,718	332,960
当期純利益（千円）	117,319	94,918	130,020	206,597
１株当たり当期純利益(円)	8,073.71	6,524.92	8,961.35	35.66
総資産（千円）	1,007,713	1,128,546	1,279,811	1,481,367
純資産（千円）	978,833	1,047,998	1,144,182	1,311,389
１株当たり純資産(円)	67,287.63	72,012.56	78,867.97	225.66

（注） 平成25年4月1日を効力発生日として、普通株式1株につき400株の割合をもって株式分割を行いました。第12期の１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産は、当該株式分割が当事業年度の期首に株式の分割をしたと仮定して算定しております。

(10) 重要な親会社および子会社の状況

① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
eBASE-NeXT 株式会社	31,350千円	91.69%	「eBASE」のクラウドサービス、データプールサービスの運用
eBASE-PLUS 株式会社	90,000千円	100.00%	IT開発アウトソーシングビジネス（テクニカルサポート、センターマシン運用管理、コンテンツマネージメントソフト「eBASE」の受託開発、受託オペレーション、受託サーバー保守）

(11) 主要な事業内容

当社グループは、eBASE事業、eBASE-PLUS事業の２事業を主要な事業としております。

「eBASE事業」は、コンテンツマネジメントシステム「eBASE」をパッケージソフトウェアとして開発販売及びシステム開発、「eBASE」を使ったクラウドビジネスの開発販売を行っております。

「eBASE-PLUS事業」は、IT開発アウトソーシングビジネス（テクニカルサポート、センターマシン運用管理、コンテンツマネージメントソフト「eBASE」の受託開発、受託オペレーション、受託サーバー保守）を行っております。

(12) 主要な事業所

① 当社の主要な事業所

本　　社：大阪府大阪市北区
東京支社：東京都中央区
香川開発センター：香川県高松市

② 重要な子会社の事業所

eBASE-NeXT株式会社
本　　社：大阪府大阪市北区
eBASE-PLUS株式会社
本　　社：大阪府大阪市北区
東京Office：東京都中央区
名古屋Office：愛知県名古屋市中区

(13) 従業員の状況

① 企業集団の従業員数

従業員数	前期末比増減
363名	7名減

② 当社の従業員数

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
79名	8名増	34.6歳	4.5年

(14) 主要な借入先

該当事項はありません。

(15) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2．会社の株式に関する事項

① 発行可能株式総数　　普通株式 40,000株

② 発行済株式の総数　　14,739株（自己株式 250株を含む）

③ 当期末株主数　　880名

④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
常包浩司	5,948株	41.05%
西山貴司	775株	5.35%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	653株	4.51%
大塚勉	650株	4.49%
西尾浩一	510株	3.52%
富士ゼロックス株式会社	500株	3.45%
窪田勝康	450株	3.11%
岩田貴夫	383株	2.64%
常包和子	325株	2.24%
大阪証券金融株式会社	278株	1.92%

（注） 持株比率は、自己株式（250株）を控除して計算しております。

⑤ その他株式に関する重要な事項

平成25年1月31日開催の取締役会により、平成25年4月1日付で、株式1株につき400株の株式分割を実施するとともに、単元株制度（100株）を採用いたしました。

これにより、発行可能株式総数は、15,960,000株増加し、16,000,000株となり、発行済株式の総数は、5,880,861株増加し、5,895,600株となっております。

３．会社の新株予約権等に関する事項

新株予約権等の保有または交付状況

① 当社役員が保有する新株予約権等の状況

平成22年５月18日開催の取締役会決議による新株予約権

新株予約権の払込金額	払込を要しない
新株予約権の行使価額	１個につき235,410円
新株予約権の行使条件	（注）
新株予約権の行使期間	平成25年６月22日から平成31年６月23日まで
新株予約権の数	20個
新株予約権の目的となる株式の種類および数	普通株式20株

	新株予約権の数	目的となる株式の種類及び数	保有者数
監 査 役	20個	普通株式20株	1名

（注）1. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社および当社子会社の取締役、監査役および従業員の地位にあることを要する。ただし、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社および当社子会社の取締役、監査役および従業員の地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。

2. 新株予約権の相続は認めない。

3. 新株予約権の質入、その他の処分は認めない。

4. 当社は、平成25年4月1日付で、普通株式1株につき400株の株式分割を行っておりますが、上記は当該株式分割前の株数で記載しております。

② 当事業年度中に使用人等に対して交付した新株予約権等の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権に関する重要な事項

該当事項はありません。

４．会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況（平成25年３月31日現在）

地　　位	氏　　名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	常　包　浩　司	・eBASE-PLUS株式会社代表取締役社長
取　締　役	大　塚　　勉	・執行役員ＣＯＯ
取　締　役	窪　田　勝　康	・執行役員ＣＦＯ ・eBASE-PLUS株式会社取締役
取　締　役	西　山　貴　司	・執行役員大阪ソリューション営業部担当
取　締　役	岩　田　貴　夫	・執行役員市場開発部担当
常勤監査役	森　田　鎮　光	・eBASE-PLUS株式会社監査役
監　査　役	福　田　泰　弘	
監　査　役	高　森　浩　一	

（注） 監査役福田泰弘氏および監査役高森浩一氏は、会社法第２条第16号に定める「社外監査役」であります。
また、株式会社大阪証券取引所に対し、監査役高森浩一氏を独立役員として届け出ております。

(2) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額

区　　分	支給人員	支　給　額
取　締　役	5名	94,557千円
監　査　役	3名 (内2名社外監査役)	12,717千円 (7,200千円)
合　　計	8名	107,275千円

（注）1. 平成18年６月26日開催の第５回定時株主総会において決議された役員報酬限度額は、取締役総額年額120,000千円以内、監査役総額年額15,000千円以内となっております。
2. 上記報酬等の額には、ストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度の費用計上額（監査役517千円）を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

該当事項はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

取締役会等への出席状況および発言状況

区　　分	氏　　名	出席状況および発言状況
監　査　役	福　田　泰　弘	当期開催の取締役会18回のうち13回、また監査役会には６回のうち４回に出席し、疑問点を明らかにするために適宜質問し、意見を述べております。
監　査　役	高　森　浩　一	当期開催の取締役会18回のうち13回、また監査役会には６回のうち全てに出席し、疑問点を明らかにするために適宜質問し、意見を述べております。

（注）　株式会社大阪証券取引所に対し、監査役高森浩一氏を独立役員として届け出ております。

５．会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

太陽ＡＳＧ有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

15,600千円

② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

15,600千円

（注） 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人の解任につきましては、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定めるいずれかの事由に該当した場合に、取締役会ならびに監査役会において検討いたします。また、不再任につきましては、会計監査人の継続監査年数、職務遂行の状況などを勘案し、取締役会および監査役会において検討します。

６．取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 文書管理規程に定める保管方法、保管場所、保存期間に従い、次に定める文書（電磁的記録を含む）を保存する。

ⅰ．株主総会議事録
ⅱ．取締役会議事録
ⅲ．重要な会議の議事録
ⅳ．予算統制に関するもの
ⅴ．会計帳簿、会計伝票に関するもの
ⅵ．官公庁及び証券取引所に提出した文書の写し
ⅶ．稟議書
ⅷ．契約書
ⅸ．その他文書管理規程に定める文書

② 取締役及び監査役は、これらの文書を常時閲覧できるものとする。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① リスク管理規程により、当社グループのリスクカテゴリー毎の責任部署を定め、管理部担当取締役を全社のリスク統括責任者として任命し、管理部において当社グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理する。

② 内部監査担当が当社グループ各部門毎のリスク管理の状況を監査し、その結果を定期的に管理部担当取締役及び取締役会に報告し、取締役会において改善策を審議・決定する。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役は全社的な目標を定め、各担当取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標及び権限を含めた効率的な達成方法を定める。

② 情報システムを活用して取締役会が定期的に目標の進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とする、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

(4) 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 企業倫理・コンプライアンス規程をはじめとするコンプライアンス体制にかかる規程を役職員が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。

② その徹底を図るため、管理部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同部を中心に役職員教育等を行う。

③ 内部監査担当は、管理部と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。

④ これらの活動は定期的に取締役会及び監査役会に報告する。
⑤ 法令上疑義のある行為等について従業員が直接情報提供を行う手段として匿名で投稿が可能な社内Web掲示板（ホットライン）を設置し運営する。

(5) 当会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 当社及びグループ各社における内部統制の構築を目指し、当社にグループ各社全体の内部統制担当を設けると共に、当社及びグループ各社間での内部統制に関する協議、情報の共有化、指示・要請の伝達等が効率的に行われるシステムを含む体制を構築する。
② 当社取締役、及びグループ各社の社長は、各部門の業務の適正を確保する内部統制の確立と運用の権限と責任を有する。
③ 当社の内部監査担当は、当社及びグループ各社の内部監査を実施し、その結果を取締役、グループ各社の社長及び内部統制担当に報告し、内部統制担当は必要に応じて、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。

(6) 監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

① 監査役は、内部監査担当の職員に監査業務に必要な事項を命令することができる。
② 監査役より監査業務に必要な命令を受けた職員はその命令に関して、取締役、内部監査責任者等の指揮命令を受けないものとする。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

① 監査役に報告すべき事項を定める規程を制定し、取締役は次に定める事項を報告する。
ⅰ．重要な会議で決議された事項
ⅱ．会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事項
ⅲ．毎月の経営状況として重要な事項
ⅳ．内部監査状況
ⅴ．リスク管理に関する重要な事項
ⅵ．重大な法令・定款違反
ⅶ．コンプライアンスホットラインの通報状況及び内容
② 使用人は前項に関する重大な事実を発見した場合は、監査役に直接報告できるものとする。
③ 公益通報者保護法に基づき、公益通報に関わる通報者の保護を遵守する。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

内部監査担当は監査の方針、計画について監査役と事前協議を行い、その監査結果を定期的に報告し、監査役と緊密に連携する。

連結貸借対照表

（平成25年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**1,391,880**	**流動負債**	**304,844**
現金及び預金	856,390	買掛金	21,794
受取手形及び売掛金	518,674	未払金	75,635
仕掛品	2,206	未払法人税等	97,300
繰延税金資産	8,607	未払消費税等	52,591
その他	6,002	その他	57,522
固定資産	**404,140**	**固定負債**	**697**
有形固定資産	**11,597**	繰延税金負債	697
建物	4,037	**負債合計**	**305,541**
工具、器具及び備品	7,560	**純資産の部**	
無形固定資産	**44,028**	**株主資本**	**1,481,988**
のれん	40,585	**資本金**	**190,349**
ソフトウエア	3,433	**資本剰余金**	**162,849**
電話加入権	10	**利益剰余金**	**1,176,186**
投資その他の資産	**348,514**	**自己株式**	**△47,396**
投資有価証券	317,091	**新株予約権**	**3,546**
差入保証金	26,618	**少数株主持分**	**4,943**
繰延税金資産	1,469		
その他	4,210		
貸倒引当金	△875	**純資産合計**	**1,490,479**
資産合計	**1,796,021**	**負債及び純資産合計**	**1,796,021**

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連　結　損　益　計　算　書

（平成24年４月１日から
平成25年３月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売　　上　　高		2,825,661
売　　上　　原　　価		1,602,349
売　上　総　利　益		1,223,311
販売費及び一般管理費		778,441
営　　業　　利　　益		444,870
営　業　外　収　益		8,472
営　業　外　費　用		8
経　　常　　利　　益		453,334
特　　別　　損　　失		
投　資　有　価　証　券　償　還　損	4,639	4,639
税金等調整前当期純利益		448,694
法人税、住民税及び事業税	167,148	
法　人　税　等　調　整　額	308	167,457
少数株主損益調整前当期純利益		281,237
少　　数　　株　　主　　利　　益		747
当　　期　　純　　利　　益		280,490

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

（平成24年４月１日から
平成25年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	190,349	162,849	937,723	△48,344	1,242,576
当期変動額					
剰余金の配当			△42,003		△42,003
当期純利益			280,490		280,490
自己株式の処分			△22	947	925
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計			238,463	947	239,411
当期末残高	190,349	162,849	1,176,186	△47,396	1,481,988

	新株予約権	少数株主持分	純資産合計
当期首残高	1,858	4,196	1,248,632
当期変動額			
剰余金の配当			△42,003
当期純利益			280,490
自己株式の処分			925
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,688	747	2,435
当期変動額合計	1,688	747	241,846
当期末残高	3,546	4,943	1,490,479

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

Ⅰ．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数　　２社

連結子会社の名称

eBASE-NeXT株式会社、eBASE-PLUS株式会社

2. 持分法の適用に関する事項

非連結子会社及び関連会社がないため、該当事項はありません。

3. 会計処理基準に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

1. 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

2. その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産の評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

製品・仕掛品

個別法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物(建物附属設備)	15年
工具、器具及び備品	３～６年

また、平成19年３月31日以前に取得した資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から５年間で均等償却する方法によっております。

(会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更)

当社及び連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当連結会計年度より、平成24年４月１日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。この変更による損益に与える影響は軽微であります。

② 無形固定資産

自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における利用期間（５年）に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

① 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

② のれんの償却方法及び償却期間

５年間で均等償却しております。

Ⅱ．連結貸借対照表に関する注記

減価償却累計額の直接控除

有形固定資産の減価償却累計額　　46,706千円

Ⅲ．連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式　　14,739株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決　　議	株式の種類	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基　準　日	効力発生日
平成24年６月25日定時株主総会	普通株式	42,003	2,900	平成24年３月31日	平成24年６月26日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度末後となるもの

決　　議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額（千円）	１株当たり配当額（円）	基　準　日	効力発生日
平成25年６月24日定時株主総会	普通株式	利益剰余金	56,507	3,900	平成25年３月31日	平成25年６月25日

3. 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

普通株式　　85株

Ⅳ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用について、安全性の高い金融資産で運用しております。

売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信限度管理規程に沿ってリスクの低減を図っております。また有価証券は主として満期保有目的の債券であり、四半期ごとに時価の把握を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成25年３月31日（当期の決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	856,390	856,390	―
(2) 受取手形及び売掛金（※）	518,674	518,674	―
(3) 投資有価証券 満期保有目的の債券	303,091	301,880	△1,211
資産計	1,678,156	1,676,944	△1,211
(1) 未払法人税等	97,300	97,300	―
負債計	97,300	97,300	―

（※）受取手形及び売掛金に対応する一般貸倒引当金は控除しております。

（注）1.金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資　産

(1)現金及び預金、並びに(2)受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3)投資有価証券

これらの時価について、取引金融機関から提示された価格によっております。

負　債

(1)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

2.時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品は、次のとおりであり「(3)投資有価証券」には含めておりません。

・非上場株式（連結貸借対照表計上額　14,000千円）

上記金融商品は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もることができないことから時価の開示の対象としておりません。

Ⅴ．１株当たり情報に関する注記

1. １株当たり純資産額　255円71銭
2. １株当たり当期純利益　48円41銭

（注）当社は、平成25年４月１日付で普通株式１株に対し普通株式400株の割合で株式分割を行いました。
１株当たり情報の各金額は、当連結会計年度の期首に株式の分割をしたと仮定して算定しております。

Ⅵ．重要な後発事象に関する注記

（株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更）

当社は平成25年1月31日開催の取締役会において、株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更を決議いたしました。

１．株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

当社株式の流動性を高めることを目的として株式の分割を実施するとともに、単元株式数（売買単位）を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、１単元を100株とする単元株制度を採用いたします。株式の分割及び単元株制度の採用により、投資単位の金額を実質的に現在の４分の１に引き下げ、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ります。

２．株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成25年3月31日［当日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的には平成25年3月29日］を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を、１株につき400株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加した株式数

① 株式分割前の発行済株式総数	14,739株
② 今回の分割により増加した株式数	5,880,861株
③ 株式分割後の発行済株式総数	5,895,600株
④ 株式分割後の発行可能株式総数	16,000,000株

(3) 株式分割の効力発生日

平成25年４月１日

３．単元株制度の採用

(1) 新設する単元株の数

上記の効力発生日である平成25年４月１日をもって単元株制度を採用し、単元株式数を100株といたしました。

(2) 単元株制度の効力発生日

平成25年４月１日

４．１株当たり情報に及ぼす影響

これによる影響については、当該株式分割が当連結会計年度の期首に行われたと仮定して算出しており、１株当たり情報に関する注記に記載しております。

Ⅶ．その他の注記

該当事項はありません。

貸借対照表

（平成25年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**1,009,658**	**流動負債**	**169,978**
現金及び預金	675,726	買掛金	12,336
売掛金	312,157	未払金	31,876
仕掛品	2,206	未払法人税等	81,210
前払費用	3,432	未払消費税等	15,925
繰延税金資産	7,097	前受金	4,460
その他	9,038	預り金	19,540
固定資産	**471,708**	前受収益	4,482
有形固定資産	**10,206**	その他	144
建物	3,190	**負債合計**	**169,978**
工具、器具及び備品	7,015	**純資産の部**	
無形固定資産	**3,443**	**株主資本**	**1,307,842**
ソフトウエア	3,433	**資本金**	**190,349**
電話加入権	10	**資本剰余金**	**162,849**
投資その他の資産	**458,058**	資本準備金	162,849
投資有価証券	317,091	**利益剰余金**	**1,002,040**
関係会社株式	109,832	その他利益剰余金	1,002,040
差入保証金	26,358	繰越利益剰余金	1,002,040
会員権	3,945	**自己株式**	**△47,396**
繰延税金資産	1,469	**新株予約権**	**3,546**
その他	236		
貸倒引当金	△875	**純資産合計**	**1,311,389**
資産合計	**1,481,367**	**負債及び純資産合計**	**1,481,367**

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

（平成24年４月１日から
平成25年３月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売　　上　　高		1,114,931
売　　上　　原　　価		233,737
売　上　総　利　益		881,193
販売費及び一般管理費		614,821
営　　業　　利　　益		266,372
営　業　外　収　益		66,595
営　業　外　費　用		8
経　　常　　利　　益		332,960
特　　別　　損　　失		
投資有価証券償還損	4,639	4,639
税引前当期純利益		328,320
法人税、住民税及び事業税	123,494	
法　人　税　等　調　整　額	△1,770	121,723
当　　期　　純　　利　　益		206,597

（注）　記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

（平成24年４月１日から
平成25年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金		
当期首残高	190,349	162,849	837,469	△48,344	1,142,323
当期変動額					
剰余金の配当			△42,003		△42,003
当期純利益			206,597		206,597
自己株式の処分			△22	947	925
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					
当期変動額合計			164,570	947	165,518
当期末残高	190,349	162,849	1,002,040	△47,396	1,307,842

	新株予約権	純資産合計
当期首残高	1,858	1,144,182
当期変動額		
剰余金の配当		△42,003
当期純利益		206,597
自己株式の処分		925
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	1,688	1,688
当期変動額合計	1,688	167,206
当期末残高	3,546	1,311,389

（注） 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

Ⅰ．重要な会計方針に係る事項に関する注記

（重要な会計方針に係る事項）

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）を採用しております。

② 子会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

③ その他有価証券

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産の評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

製品・仕掛品

個別法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物(建物附属設備)	15年
工具、器具及び備品	３～６年

また、平成19年３月31日以前に取得した資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から５年間で均等償却する方法によっております。

（会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更）

当社は、法人税法の改正に伴い、当事業年度より、平成24年４月１日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。この変更による損益に与える影響は軽微であります。

(2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアにつきましては、社内における利用期間（５年）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

受注制作のソフトウェアに係る収益の計上基準

当事業年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる受注契約については工事進行基準（工事進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の受注契約については検収基準を適用しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

Ⅱ．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額　42,596千円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

関係会社に対する金銭債権　7,177千円

関係会社に対する金銭債務　6,845千円

Ⅲ．損益計算書に関する注記

関係会社との営業取引及び営業取引以外の取引の取引高の総額

営業取引　79,902千円

営業取引以外の取引　59,960千円

Ⅳ．株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数

普通株式　250株

Ⅴ．税効果会計に関する注記

繰延税金資産の主な発生の原因別内訳

繰延税金資産

未払事業税	6,789千円
未払事業所税	307千円
貸倒引当金	332千円
減価償却費	580千円
投資有価証券評価損	355千円
関係会社株式評価損	1,633千円
株式報酬費用	556千円
小計	10,556千円
評価性引当額	△1,989千円
繰延税金資産合計	8,566千円

Ⅵ．関連当事者との取引に関する注記

（単位：千円）

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（注2）	科目	期末残高（注2）
子会社	eBASE-PLUS㈱	所有直接100%	事務の受託 役員の兼任	事務の受託（注1）	56,920	未収入金	4,977

・取引条件及び取引条件の決定方針等

（注）1. 受取事務手数料については、市場価格等を参考にして、決定しております。

2. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

Ⅶ．１株当たり情報に関する注記

1. １株当たり純資産額　225円66銭
2. １株当たり当期純利益　35円66銭

（注）当社は、平成25年４月１日付で普通株式１株に対し普通株式400株の割合で株式分割を行いました。
１株当たり情報の各金額は、当事業年度の期首に株式の分割をしたと仮定して算定しております。

Ⅷ. 重要な後発事象に関する注記

（株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更）

当社は平成25年1月31日開催の取締役会において、株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更を決議いたしました。

１．株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

当社株式の流動性を高めることを目的として株式の分割を実施するとともに、単元株式数（売買単位）を100株に統一することを目標とする全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、１単元を100株とする単元株制度を採用いたします。株式の分割及び単元株制度の採用により、投資単位の金額を実質的に現在の４分の１に引き下げ、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ります。

２．株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成25年3月31日［当日は株主名簿管理人の休業日につき、実質的には平成25年3月29日］を基準日として、同日の最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を、１株につき400株の割合をもって分割しております。

(2) 分割により増加した株式数

① 株式分割前の発行済株式総数	14,739株
② 今回の分割により増加した株式数	5,880,861株
③ 株式分割後の発行済株式総数	5,895,600株
④ 株式分割後の発行可能株式総数	16,000,000株

(3) 株式分割の効力発生日

平成25年４月１日

３．単元株制度の採用

(1) 新設する単元株の数

上記の効力発生日である平成25年４月１日をもって単元株制度を採用し、単元株式数を100株といたしました。

(2) 単元株制度の効力発生日

平成25年４月１日

４．１株当たり情報に及ぼす影響

これによる影響については、当該株式分割が当事業年度の期首に行われたと仮定して算出しており、１株当たり情報に関する注記に記載しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成25年５月22日

eBASE株式会社
　取締役会　御中

太陽ASG有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	荒　井　　厳	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	沖　　聡	㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、ｅＢＡＳＥ株式会社の平成24年４月１日から平成25年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ｅＢＡＳＥ株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成25年５月22日

eBASE株式会社
　取締役会　御中

太陽ASG有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	荒　井　　厳	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	沖　　聡	㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、ｅＢＡＳＥ株式会社の平成24年４月１日から平成25年３月31日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書謄本

監査報告書

当監査役会は、平成24年４月１日から平成25年３月31日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

１　監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2　監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2)計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人太陽ＡＳＧ有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人太陽ＡＳＧ有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成25年５月24日

ｅＢＡＳＥ株式会社　監査役会

常勤監査役　森　田　鎮　光　㊞

社外監査役　福　田　泰　弘　㊞

社外監査役　高　森　浩　一　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当金に関する事項

第12期の期末配当金につきましては、安定的な配当の継続と当期業績等を勘案いたしまして以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式１株につき金3,900円　総額56,507,100円

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成25年６月25日

第２号議案　定款一部変更の件

1. 変更の理由

単元株制度の採用に伴い、単元未満株主についての権利を合理的な範囲に制限するため、所要の規定を定款第８条（単元未満株主の権利制限）として新設するものであります。

上記の追加に伴い、現行定款第８条以下を各１条ずつ繰り下げるものであります。

なお、現行定款第６条（発行する株式の総数）、第７条（単元株式数）につきましては、会社法第184条及び第191条の規定に基づき、平成25年１月31日開催の取締役会において、平成25年４月１日を効力発生日として、発行可能株式総数を40,000株から16,000,000株に変更し、単元株制度を採用して、１単元を100株とする旨の定款変更を決議しております。

2. 変更の内容

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
第２章　株式	第２章　株式
（新　設）	（単元未満株主の権利制限） 第８条　当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第２項各号に掲げる権利

現行定款	変更案
	(2) 会社法第166条第１項の規定による請求をする権利 (3) 募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利
第８条～第35条（条文省略）	第９条～第36条（現行どおり）

第３号議案　監査役１名選任の件

現在の監査役森田鎮光氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、あらためて監査役１名の選任をお願いするものであります。

また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏　　名 （生　年　月　日）	略歴、地位および 重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
森田（もりた）　鎮光（しげみつ） （昭和27年２月20日生）	昭和49年４月　富士ゼロックス株式会社入社 平成14年４月　同社特別プロジェクト室　大阪事務所長 平成16年４月　同社専務付ゼネラルプロジェクトマネージャー 平成17年11月　eBASE-NeXT株式会社取締役就任 平成21年５月　富士ゼロックス株式会社退社 eBASE-NeXT株式会社取締役辞任 平成21年６月　当社監査役（現任） 平成23年６月　eBASE-PLUS株式会社監査役就任（現任）	－株

(注)監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

第４号議案　ストックオプションとしての新株予約権発行の件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、当社従業員に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いしたいと存じます。

1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社グループの長期的な企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めること等を目的に当社従業員に対し新株予約権を発行するものであります。

2. 新株予約権の内容

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式3,000株を上限とする。

ただし、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合には、次の算式により各新株予約権の目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）を調整する。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・併合の比率

また、上記の他、割当日後、付与株式数の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で付与株式数を調整することができる。

なお、上記の調整による１株未満の端数は切り捨てる。

(2) 新株予約権の総数

30個を上限とする。

（新株予約権１個当たりの目的となる株式の数は100株とする。ただし、上記(1)に定める付与株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

(3) 募集新株予約権の払込金額

無償とする。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権の行使により交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立していない日を除く。）における株式会社大阪証券取引所または株式会社東京証券取引所が公表する当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.025を乗じた金額（１円未満の端数は切り上げ）とする。

ただし、当該金額が割当日の前日の終値（当日に終値がない場合は、その日に先立つ直近日の終値）を下回る場合には、当該終値を行使価額とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で、新株を発行する場合または自己株式を処分する場合（ストックオプションの権利行使による新株発行または自己株式の処分を行う場合を除く。）には、次の算式により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式処分」、「１株当たり払込金額」を「１株当たり処分価額」と読み替える。

さらに、上記の他、割当日後、当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整をすることが適切な場合は、当社は、合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

(5) 新株予約権の権利行使期間

平成28年６月25日から平成30年６月24日まで

(6) 新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の割り当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、新株予約権の権利行使時においても、当社および当社子会社の取締役、監査役および従業員の地位にあることを要する。

ただし、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約（以下、「割当契約」という。）に定める一定の要件を充足した場合に限り、当社および当社子会社の取締役、監査役および従業員の地位を失った場合も引き続き、その権利を行使することができる。

② 新株予約権の相続は認めない。

③ 新株予約権の質入、その他の処分は認めない。

④ その他権利行使の条件は、新株予約権発行の本総会決議および今後の当社取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する割当契約に定めるところによる。

(7) 新株予約権の取得事由および条件

① 当社は、新株予約権者が上記（6）に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合および新株予約権を喪失した場合には、その新株予約権を無償で取得することができる。

② 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認されたときには、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金の額

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果生じる１円未満の端数は切り上げる。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは、当社取締役会の決議による承認を要する。

(10) 新株予約権のその他の事項

上記のほか新株予約権の募集事項、細目事項については、新株予約権の募集事項を決定する当社取締役会において定める。

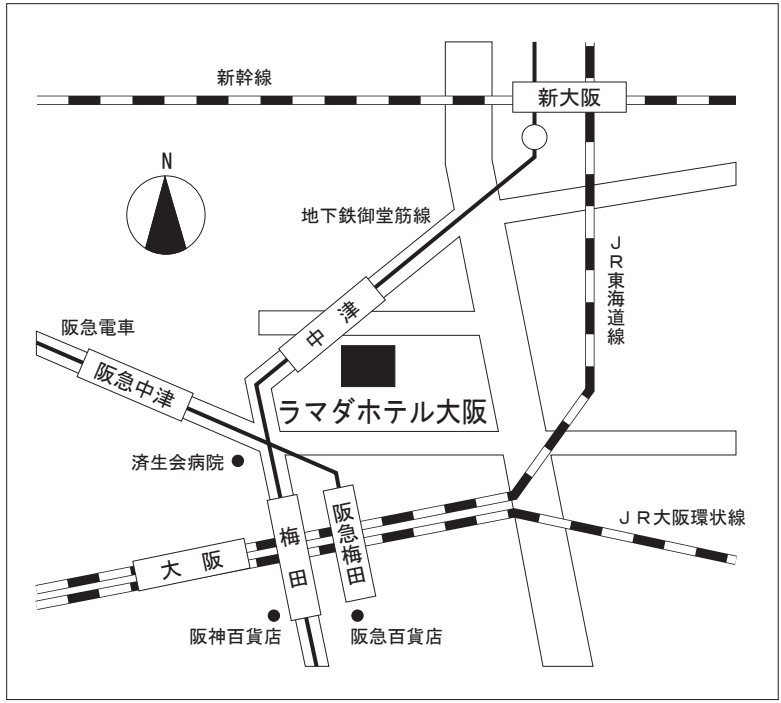
以　上

〈メ　モ　欄〉

株主総会会場ご案内図

会　場　〒531-0072 大阪市北区豊崎三丁目16番19号
ラマダホテル大阪 ２階 菊の間

（会場案内図）



・地下鉄・御堂筋線「中津駅」下車梅田寄り３号出口に直結
・駐車場はございませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。